

事務局 長
医学教育部 長
病院 長 殿
教務部 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

教官の兼業・兼職について（通達）

改正 昭和61年 5月 1日
平成元年 5月29日
平成 7年 3月31日
平成 8年10月 1日
平成13年 1月 6日
平成23年 3月23日
平成24年 1月24日
平成25年12月25日
平成28年 3月29日
平成29年 3月30日
令和 3年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のように定めたので通達する。

記

1 通則

教官（防衛医科大学校長及び副校長を除く。以下同じ。）の兼業・兼職の実施については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）及び隊員の分限及び服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）並びにこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この通達の定めるところによる。

2 申請

(1) 教官は、国家機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）及び地方公共団体（以下「国家機関等」という。）の職並びに学校教育法上の大学、短期大学、高等専門学校等の職並びに民間医療機関及び民間企業付設の診療所等（以下「民間医療機関等」という。）の非常勤医師その他公共性が高く医療関係に携わる団体の職の兼業・兼職（以下「兼業等」という。）を行う場合で、次の各号の

一に該当するときは申請をすることができる。

ア 教育、研究及び診療上有益であると認められ、当該教官の研究分野と密接な関係があると認められる場合

イ 地域医療に貢献できると認められる場合

(2) 兼業の申請を行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 兼業先の経営方針等が社会的に批判のおそれのないもの

イ 報酬は社会通念上妥当と思われるもの

(3) 兼業等の承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を医学教育部に所属する教官は、医学教育部長（気付先医学教育研修センター事務部）、病院に所属する教官は、病院長（気付先病院事務部病院運営課長）及び防衛医学研究センターに所属する教官は、防衛医学研究センター長（気付先防衛医学研究センター事務長）を経由して、防衛医科大学校長に提出するものとする。

ア 兼業・兼職承認申請書（別記様式第1）

イ 兼業・兼職調書（別記様式第2）

ウ 勤務時間表（別記様式第3）

エ 兼業等経路図（別記様式第4）

オ 兼業等先からの依頼書

(4) 兼業等の承認を受けようとする場合は、兼業等を開始する2箇月前までに申請を行うものとする。ただし、国家機関等の委員の職を兼ねる場合はこの限りでない。

3 変更等

(1) 兼業等の承認を受けた教官が、次の各号に掲げる事実が発生したときは、第2項第3号の規定に準じ兼業・兼職承認申請書及び兼業・兼職調書を速やかに提出するものとする。

ア 講師あるいは助教が教授又は准教授となった場合

イ 医学教育部、病院及び防衛医学研究センターのそれぞれの所属の教官が、所属を異にして配置換えになった場合

ウ その他、兼業・兼職承認申請書の記載事項に変更が生じた場合

(2) 兼業等の事実が消滅したときは、第2項第3号の規定に準じ兼業・兼職消滅届（別記様式第5）を速やかに提出するものとする。

4 兼業・兼職審査委員会

(1) 兼業・兼職の適正な運用を図るため、兼業・兼職審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(2) 防衛医科大学校長は第2項により提出された申請について必要と認める場合には、審査委員会にその適否等を諮問するものとする。

(3) 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

委員長 医学教育部長

委員 事務局長、病院長、総務部長、医学教育研修センター長、防衛医学研究センター長、進学課程、基礎医学系講座及び臨床医学系講座の教官のうちから学校長が指名する者（若干名）
総務課長、医学教育研修センター事務長

- (4) 教官である委員の任期は1年とし、委員に欠員が生じたときは、その補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (5) 審査委員会は、必要の都度委員長が招集するものとする。
 - (6) 審査委員会は、第2項により諮問があった申請に関し、適否等を審査のうえ、学校長に答申するものとする。
 - (7) 審査委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。
- 5 教官の兼業・兼職審査基準は、別に定めるところによる。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第 1

(表)

<p>兼 業 ・ 兼 職 承 認 申 請 書</p> <p>(承認権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">①所属 官職・階級（級） 氏名（ふりがな）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <p>自衛隊法（昭和29年法律第165号）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p>第62条第2項</p> <p>第63条</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <p>の規定により申請する。</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第60条第1項</p>		
現 官 職 に つ い て	②勤 務 地	
	③勤 務 時 間	
	④職 務 記 述	
	⑤勤務時間をさく 場合の業務処理 方法又は影響	

(裏)

兼業・兼職先について	⑥団体名称等		⑪兼業・兼職先の性格	<input type="checkbox"/> 国家機関 <input type="checkbox"/> 行政執行法人 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 営利企業 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> その他 (主たる事業内容)	
	⑦所在地				
	⑧職名				
	⑨報酬				
	⑩勤務地				
	勤務内容	⑫勤務時間			
		⑬兼業・兼職期間			
		⑭職務記述			
⑮兼業・兼職を必要とする理由					
⑯他の法令上の根拠					
⑰他の兼業・兼職先					
⑱直上監督者意見		官職 氏名			

注:直上監督者の区分

- 1 教授及び准教授はそれぞれ所属する医学教育部長、病院長又は防衛医学研究センター長
- 2 上記以外の教官は所属する講座等の長

別記様式第2

兼 業 ・ 兼 職 調 書

(続紙)

担	当 :
官	職 :
氏	名 :
兼業・兼職先(担当) :	
1 勤務時間との関係	
2 自己の能力向上に役立ち職務の遂行に寄与できる理由	
3 特に兼業・兼職を必要とする理由	
4 職務の遂行に支障がないと認める理由	

別記様式第3

勤務時間表

官職 防衛教官

氏名 _____

時間 曜日	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	勤務時間
	月															
火																
水																
木																
金																
土																
計																

別紙様式第4

兼業等経路図

防衛医科大学校長 殿		所 属			
		氏 名			
順路 通勤方法の別		区 間		距離(概算)	所要時間(概算)
1		から	まで	・ km	時間 分
2		から	まで	・ km	時間 分
3		から	まで	・ km	時間 分
4		から	まで	・ km	時間 分
5		から	まで	・ km	時間 分
		計			
兼所 業在 先地				兼名 業 先称	
経路の略図 (路線朱線)					

別記様式第5

兼 業 ・ 兼 職 消 滅 届

殿

年 月 日

所属

官職・階級・（級）

氏名（ふりがな）

月 日をもって（ ）の
【 兼 業 】 の事実が消滅したので報告する。
【 兼 職 】